

共用部分の計算書(貸付けに係る分)について

1. この計算書は、次に該当する場合に「事業所用家屋の貸付けに係る申告書」に添付してください。

- (1) 申告の対象となる事業所用家屋が居住用との併用となっている場合
- (2) 申告の対象となる事業所用家屋が特定防火対象物に該当する場合その他共用部分に非課税部分がある場合
- (3) 申告の対象となる事業所用家屋が区分所有されている場合又は申告の対象となる事業所用家屋の一部が又貸しされたものである場合

2. 床面積は、1平方メートルの100分の1未満を切り捨ててください。

3. 記載要領は次のとおりです。

(1) まず、①から④の「家屋の区分」欄を記載します。

ア. ①の欄は、この申告の対象となる事業所用家屋全体の床面積(居住用との併用になっている場合の居住用部分、屋内駐車場施設を有する場合の駐車場部分等を含めた家屋全体の床面積)を記載してください。

イ. ②の欄は、この申告の対象となる事業所用家屋内に駐車場施設がある場合に、当該駐車場施設に係る床面積を記載してください。

ウ. ③の欄は、この申告の対象となる事業所用家屋を使用する個々の事業者が専有して使用する部分(以下「専用部分」という。)で駐車場施設以外のものの合計面積を記載してください。

エ. ④の欄は、この申告の対象となる事業所用家屋を使用する各事業者の共同の用に供する部分(以下「共用部分」という。)で駐車場施設以外のものの合計面積を記載してください。

オ. ②+③+④の数値は、端数処理によって生じた差を除いて①の数値と一致すべきものですので注意してください。

(2) 次に「②の内訳」欄を記載します。

ただし、この申告の対象となる事業所用家屋に屋内駐車場施設がない場合には、記載する必要はありません。

ア. ㉑の欄には、この申告の対象となる事業所用家屋内の駐車場施設全体の収容台数を記載します。

イ. ㉒の欄には、この申告の対象となる事業所用家屋が居住用との併用となっている場合で、個人が居住の用に供している駐車場部分がある場合に、㉑に記載した駐車場の収容台数のうち、当該居住の用に供しているものの収容台数を記載します。

ウ. ㉓の欄には、㉑に記載した収容台数のうち㉒以外の台数(事業の用に供しているものの使用台数)を記載します。

エ. ㉔の欄は、区分所有された事業所用家屋を貸付ける場合、又貸しにより事業用家屋の一部を貸付ける場合等において、㉑のうちの一部がこの申告の対象となる場合に、当該駐車場部分の収容台数を記載します。

なお、これらの事情がない場合には、㉑の欄の台数をそのまま記載してください。

オ. ㉕の欄には、②の欄の床面積に、㉑の欄の台数に対する㉔の欄の台数の割合を乗じて得た面積を記載します。

ただし、1台当りの占有面積が異なるため台数あん分によることが適切でない場合には、実測値により記載してください。この場合の面積は、居住の用以外の用に供されている駐車場の専用部分の合計面積に、車路、ターンテーブル、ハロンボンベ室等の駐車場施設に係る共用部分の床面積に②の欄の床面積から当該共用部分の床面積を控除した面積に対する当該居住の用以外の用に供されている駐車場の専用面積の合計面積の割合を乗じて得た面積を加算して算定します。

(3) 次に、「共用部分の計算」欄の⑤から⑦までの欄を記載します。

ア. ⑤の欄には、この申告の対象となる事業所用家屋が住宅との併用となっている場合に、当該事業所用家屋内の専用部分のうち、人の居住の用に供する部分の床面積を記載します。

イ. ⑥の欄には、当該事業所用家屋内の専用部分のうち、⑤以外の部分(事業所等の用に供する部分)の床面積を記載します。

ウ. ⑦の欄の面積は、区分所有された事業所用家屋を貸付ける場合、又貸しにより事業所用家屋の一部を貸付ける場合等において、当該貸付けに係る専用床面積を記載してください。

なお、これらの事情がない場合には、⑥の欄の面積をそのまま記載してください。

(4) 次に「⑧の内訳」欄を記載します。

ただし、㉗、㉘ 及び ㉙ の欄は、この申告の対象となる事業所用家屋が消防法上の特定防火対象物に該当する場合にのみ記載してください。

ア. ㉗ の欄は、④のうち、非課税に該当する地方税法施行令(以下「政令」といいます。)第56条の43第2項に掲げる消防用設備等に係る床面積を記載してください。

イ. ㉘ の欄は、④のうち、非課税に該当する政令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる防災に関する施設または設備(アの消防用設備等を除きます。以下ウにおいて同じ。)に係る床面積を記載してください。

ウ. ㉙ の欄は、④のうち、その2分の1が非課税に該当する政令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる防災に関する施設または設備に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載してください。

エ. ㉚ の欄は、④のうち、ア、イ、及びウ以外の非課税に係る床面積を記載してください。

オ. ㉛ の欄は、㉗ から ㉙ までの合計面積を記載してください。

(5) 次に、「共用部分の計算」欄の⑧から⑩までの欄を記載します。

ア. ⑧の欄には、前記(4)オの ㉛ の欄の面積をそのまま記載してください。

イ. ⑨の欄には、④－⑧の面積を記載します。

ウ. ⑩の欄には、非課税控除後の共用部分である⑨の面積に、この申告の対象となる事業所用家屋の全体の専有面積③に対する事業所等の用に供する専有部分⑦の割合を乗じて得た面積を記載します。

(6) この計算書を作成した場合には、次表の左欄に掲げる欄の数値を右欄に掲げる「事業所用家屋の貸付けに係る申告書」の各欄にそのまま記載します。

共用部分等の計算書	事業所用家屋の貸付けに係る申告書
⑦欄 (この申告の対象となる専用床面積)	②欄 (専用部分の床面積)
⑩欄 (この申告の対象となる共用床面積)	③欄 (共用部分の床面積)
㉗ 欄 (この申告の対象となる駐車場面積)	④欄 (駐車場の床面積)